

保全インフォメーションきんき 第157号

【令和4年12月22日号】

★ も く じ ★

1. 今年最後の日常点検
～新年を気持ちよく迎えましょう～
2. 官庁施設の津波防災診断について
3. 官庁施設の防災性能の低下を防ぐ
～「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」～

このメールマガジンは、国家機関、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人等において、施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全技術等の各種情報をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしております。

本メールマガジンについての御意見、御感想や、当メールマガジンで取り上げて欲しい内容等の御連絡をお待ちしております。頂きました御意見等につきましては、今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っております。

なお、バックナンバーにつきましては、下記HPに掲載しております。
http://www.kkr.mlit.go.jp/build/conservation/info_kinki/index.html

保全インフォメーションきんき 編集事務局

- 営繕部 保全指導・監督室
TEL : 06-6942-1141 (代表)
Mail : kkr-soudan-hozen@mlit.go.jp
- 京都営繕事務所
TEL : 075-752-0505
Mail : kkr-soudan-kyoei@mlit.go.jp

1. 今年最後の日常点検～新年を気持ちよく迎えましょう～

2022年も残りわずかとなりましたが、今年最後の日常点検として、直ぐに実践できる内容をご紹介します。煤払いではありませんが、年内に施設を良好な状態にして新年を迎えられるようにしましょう。

○ルーフトレインの清掃！

まずは屋上にあるルーフトレイン（排水口）の清掃です！屋上は雨水を直接受け、ルーフトレインを通して排水しますが、このルーフトレインにはよく「ゴミや木の葉、土砂」が溜まります。これが原因で屋上から水が排水できず滞留したことで、損傷した防水層から水が浸入し雨漏りが発生することになります。「最近屋上に上がっていないな・・・」という方は一度屋上に上って、ルーフトレインの清掃をしておきましょう！



ルーフトレインの清掃！

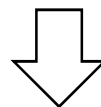
○物品の片付け！

次は物品の片付けです！物品の片付けは大きく2点！

1点目は廊下等の避難経路に置かれた物品の片付けです。廊下は非常時に安全に避難出来るよう廊下幅を設けております。また非常口（避難口）は非常時に建物から外への出口となります。これらの部分に物品が置かれている状態だと安全な避難の妨げになってしまいます。

2点目は設備室内や設備機器周辺に置かれた物品の片付けです。設備室内に可燃物を保管していたり、ゴミを捨て忘れていたりすると、火災の原因になったり、設備機器の点検に支障が生じます。

どちらも片付けることで解消することですので、移動・廃棄などして適切な状態にしておきましょう！



物品の片付け！

倒れると避難出来ない・・・

○防災照明器具のバッテリー確認！

次は防災照明器具のバッテリー確認です！防災照明器具は「誘導灯」と「非常用照明」の2種類あり、どちらも非常時に安全に避難出来るように設置されています。定期的に法定点検が行われますが、施設保全担当者の目視でバッテリーの確認はできます。確認方法としては「緑色の充電モニタが点灯しているか確認」になります。緑色の充電モニタが点滅または消灯している場合はバッテリー切れなどになりますので、交換するようにしましょう！



誘導灯のバッテリー確認！



非常用照明のバッテリー確認！

○防火戸や防火シャッターは適切に閉じる？

最後は防火戸・防火シャッターについてです！防火戸・防火シャッターは火災が発生した際に火や煙を広げないために設けられているもので階段部分や吹き抜け部分等に設置されています。

この防火戸・防火シャッターにあたって日頃から確認していただきたいポイントとしては「防火戸や防火シャッターが適切に閉じるか？」という点です。先ほどお伝えしたとおり、火や煙を広げないためのものですが、防火シャッターが降りてきたところに物が置かれていたり、くさびなどで防火戸を強制的に開放していたりするケースがあります。

そのため、物が置かれていたら移動し、防火戸が強制的に開かれていれば、閉じられるようにするなど、対応しておきましょう！



防火戸が閉まらない・・・

今回は大きく4点上げさせて頂きましたが、これらは「国家機関の建築物等の保全の現況 令和4年3月国土交通省大臣官房官庁営繕部『第5章に適切な保全に向けて』(p51)」(※1)に紹介されています。こちらをご参考頂ければと思います。

※1 「国家機関の建築物等の保全の現況 令和4年3月国土交通省大臣官房官庁営繕部」国土交通省官庁営繕部のHPからダウンロードできます。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000005.html

2. 官庁施設の津波防災診断について

■ 官庁施設の津波防災診断の必要性について

各省庁においては、国の統一基準である「官庁施設の総合耐震対津波計画基準」（平成25年3月 国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、既存官庁施設について、「施設管理者」が、津波防災診断を緊急度の高い施設から優先的に実施することとされています。

都道府県が公表している津波浸水想定を確認のうえ、区域内に施設が立地している場合は実施をお願いします。

また、令和2年3月の指針改定以前に診断を行われている施設については診断改定項目の確認をしていただきますようお願いいたします。

■ 官庁施設の津波防災診断指針について

官庁施設の津波防災診断指針は、官庁施設の業務上の機能確保の目標に対する達成状況等を把握するために、標準的な診断方法を定めたものです。

この指針は、平成25年3月に制定され、令和2年3月より適正に運用しやすくなるよう所要の改定が実施されています。

■ 津波防災診断の概要

対象施設の調査より、診断条件の整理、各項目の個別判定を行い、個別判定結果を活用し、総合判定を行います。

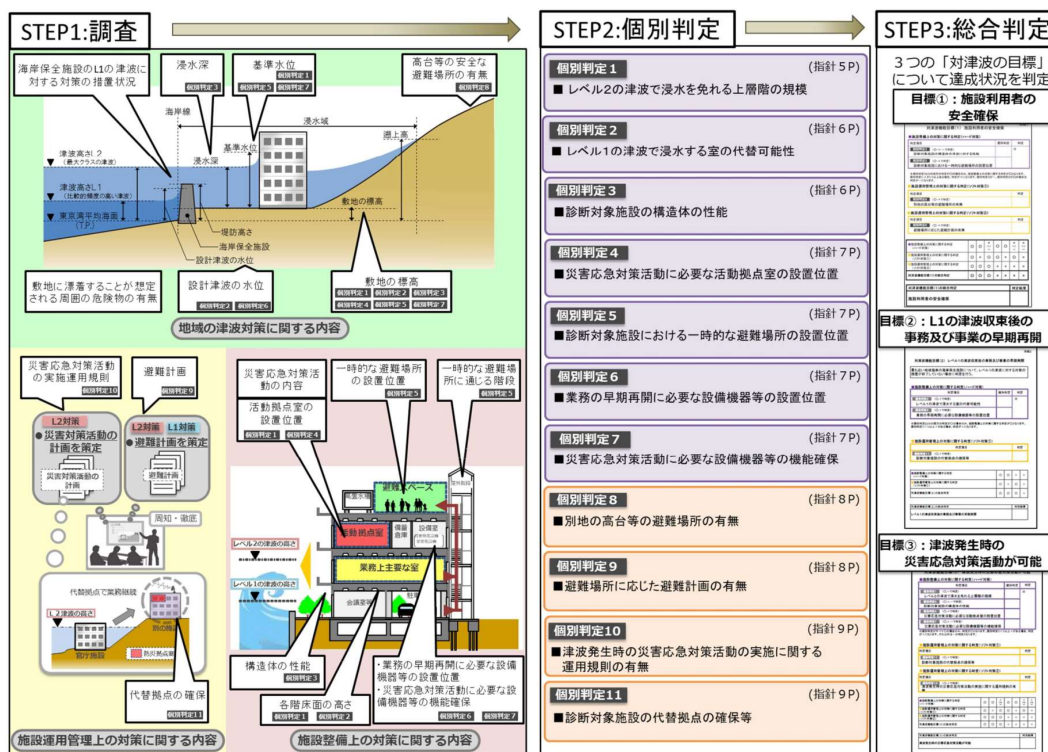


図1 官庁施設の津波防災診断の概要

2. 官庁施設の津波防災診断について

■改定の概要

個別の判定条件の適正化及び明確化、個別判定項目の見直し、総合判定の見直しについて、主な改定は以下のとおりです。

個別判定条件の適正化及び明確化

- 構造体及び設備の津波に対する性能について、簡易な判定方法を取り止め、詳細な確認を行った上で判定するよう見直し。(改定後判定3, 7)
- 診断対象施設における一時的な避難場所について、避難場所の設置位置の確認に加え、施設利用者の避難が可能であること(避難ルート及び避難スペース)を確認することを明確化。(改定後判定5)
- レベル1津波に関する判定において、レベル1津波の高さを1階床上浸水と一律で想定した判定から、施設近傍の地域海岸におけるレベル1津波の高さで判定するよう見直し。(改定後判定2, 3, 6)

個別判定項目の見直し

①構造体の性能に関する判定を集約。(判定4,5→判定3)
 ②災害応急対策活動のソフト対策に関する判定を集約。(判定1→8、判定11,13,14→判定10)
 ③設備の設置位置に関する判定について、判定対象の設備の区分等の見直し。(判定8,9→判定6,7)

個別判定項目(改定前)	個別判定項目(改定後)
1 別地の高台等の避難場所の有無	1 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模
2 レベル2の津波で浸水を免れる上層階の規模	2 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性
3 レベル1の津波で浸水する下層階諸室の代替可能性	3 診断対象施設の構造体の性能
4 診断対象施設の構造体の地震に対する性能	4 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置
5 診断対象施設の構造体の津波に対する性能	5 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置
6 災害応急対策活動に必要な活動拠点室の設置位置	6 業務の早期再開に必要な設備機器等の設置位置
7 診断対象施設における一時的な避難場所の設置位置	7 災害応急対策活動に必要な設備機器等の機能確保
8 非常用電源の設置位置	8 別地の高台等の避難場所の有無
9 その他重要な設備機器の設置位置	9 避難場所に応じた避難計画の有無
10 避難場所に応じた避難計画の有無	10 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無
11 津波発生時の災害応急対策活動の実施に関する運用規則の有無	11 診断対象施設の代替拠点の確保等
12 診断対象施設の代替拠点の確保等	
13 津波警報発令時の初動体制の有無	
14 津波発生時の災害応急対策活動に必要な通信機器等の確保	

判定1～7：ハード対策に関する判定項目
判定8～11：ソフト対策に関する判定項目

総合判定の見直し

○ハード対策、ソフト対策の機能確保状況をそれぞれ把握できるよう見直し。

○総合判定を、4段階評価(A, B, C(施設外)、C(施設内))から2段階評価(○, ×)に見直し。

評価	定義
A	対津波機能目標を達成していない等
B	現状対津波機能目標を達成していない等
C (施設外)	別地の高台や代替拠点の確保等により対津波機能目標をおおむね達成している。
C (施設内)	診断対象施設において、対津波機能目標をおおむね達成している。 ※ただし、構造と設備に詳細な確認が必要

○	対津波機能目標を達成している
×	対津波機能目標を達成していない

総合判定に用いる別表

図2 官庁施設の津波防災診断の改定概要

■既に実施した診断の取扱いについて

改定以前の指針に基づき診断を行った施設について、新たに津波防災診断を行う必要はありませんが、改定に伴い、個別判定の内容が変わっている部分もあるため診断内容の確認が必要になる場合があります。

確認が必要な部分は以下のとおりです。

2. 官庁施設の津波防災診断指針について

○既に実施した診断において、確認が必要な変更項目

1. 津波避難ビルの指定を受けた施設の取扱いの変更

(改定前 個別判定1、10 改定後 個別判定8、9)

津波避難ビルの指定を受けた施設の取扱いが変更(判定項目から取りやめ)されたため、既診断時に診断対象施設が津波避難ビルに指定されており、津波発生時の避難場所を当該診断対象施設としている場合は、確認が必要です。

2. レベル1の津波に対する診断で考慮する水位の変更

(改定前 個別判定3、8、9 改定後 個別判定2、6関係)

レベル1の津波に対する診断で考慮する水位について変更されたため、地上1階程度の床上浸水により判定していた場合は、近傍の地域海岸の設計津波の水位を確認したうえで確認が必要です。(海岸保全施設についてレベル1の対策が終了している場合や、代替拠点を確保している場合は確認は不要です。)

3. 構造体及び設備に関する診断方法の変更

(改定前 個別判定5、8、9 改定後 個別判定3、7関係)

「構造体の津波に対する性能に関する判定」及び「災害応急対策活動に必要な設備に関する判定」について簡易な診断方法を取りやめ、それぞれ詳細な確認により診断する方法へ変更されたため、簡易な診断方法により判定していた場合は確認が必要です。(詳細な診断をしている場合や、別地の高台等の避難場所及び災害応急対策活動の実施が可能な代替拠点を確保している場合は、確認は不要です。)

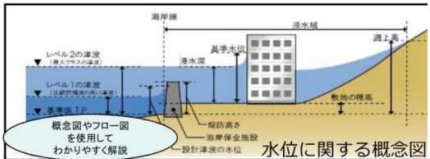
■ 指針等の公開URL

津波災害に備えていただくため、官庁施設の津波防災診断指針、同指針に係る参考資料等を国土交通省官庁営繕部ホームページに公開しています。


官庁施設の津波防災診断指針、官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料公表HP：http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tsunami_shishin.html

<官庁施設の津波防災診断指針に係る参考資料>

- ①津波防災診断指針の解説
- ②調査表様式及び判定表
- ③資料(参考法令等、その他)



水位に関する概念図



調査表様式や判定表を添付

【調査表様式や判定表】ホームページにはエクセル版も掲載

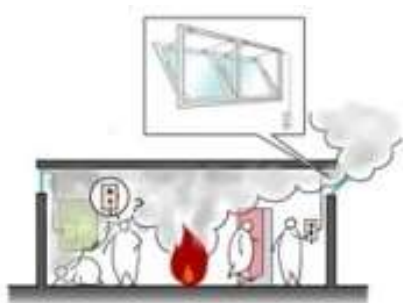
調査項目の内容判定の具体手法他

3. 官庁施設の防災性能の低下を防ぐ

～「官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック」～

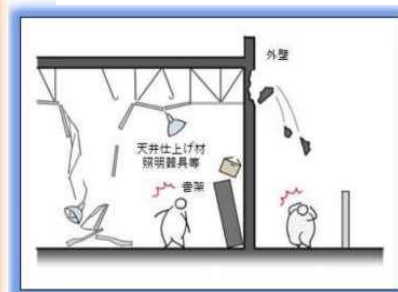
多くの方々に利用される官庁施設は、常に安全な施設状態が求められます。特に、災害時に応急対策活動の拠点や近隣住民の避難場所等となる施設では、必要とされ防災性能を常に維持していく必要があります。このため、官庁施設の施設管理者は、自ら管理している施設に要求される防災性能を把握し、発災時に必要とされる施設機能が確保されるよう普段から行動することが求められます。

本ガイドブックは、建築分野の専門家ではないことの多い官庁施設の管理者を支援するため施設管理者が災害に備えるために“すべきこと”、“してはいけないこと”などをとりまとめています。建築分野の専門ではない施設管理者に手をとっていただけるようイラストや写真を多用して解説をしています。



例：煙の逃げ道、塞いでいませんか。
 <排煙窓が開かない状態、排煙オペレーターが見えない状態>

膨れ上がって迫ってくる煙を、
 逃がす方法はちゃんとあるんです！
 窓を開けるボタンやスイッチを
 ポスターで隠すなんて・・・



【ガイドブック掲載先 URL（国土交通省ホームページ）】

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html

ガイドブックの主な内容

本ガイドブックでは、官庁施設の防災性能が低下する恐れがあると考えられる次の3点に着目しています。

- ◆建物の損傷、腐食その他の劣化により防災性能が低下した状態
- ◆関係法令等の改正により、防災性能が最新の基準を満たしていない状態
- ◆過去の模様替えや不適切な運用などにより意図せず防災性能が低下した状態

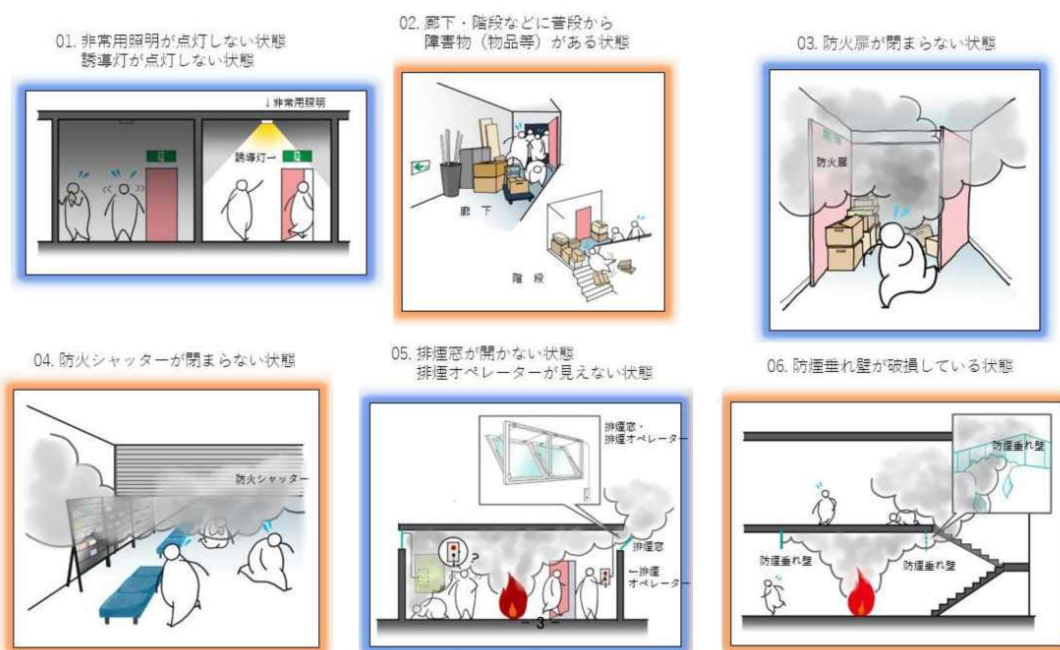
第Ⅱ章では、これらに該当する状態のうち、特に施設管理者に知って頂きたい「施設の防災性能を低下させる12の状態」についてイラストで紹介しています。

さらにそれぞれのケースごとに、

- ◆ 放置したままだと災害時にどうになってしまうのか
- ◆ どのような施設管理がその状態を引き起こすのか
- ◆ その状態を是正する方法

などの留意点をピックアップし関連する建物の各部位や機器がもつ、防災上の役割や機能と共に解説しています。そして、防災性能低下を是正するためのチェックポイントについては簡易な対応策から修繕等を伴うものまで段階毎に費用の考え方とともに紹介しています。

防災性能を低下させる12の状態とは……



第Ⅲ章では、地震・火災・水害などの災害の種類ごとに災害時に機能を発揮する部位・機器が関連する法令について、条項番号や内容を解説しています。

さらに、参考として本編で例示した12の状態を含む防災性能を低下させると考えられる80の状態を一覧に整理し、そのうち建築物の既存不適格（現行法規には未達の状態）に該当する15の状態については根拠法令の新旧対照表を掲載するなど、詳細な解説や具体的な根拠を知りたい施設管理者の方に向けた内容を掲載しています。

本ガイドブックは国土交通省のホームページに全編が掲載されていますので、是非ご一読ください。